

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな) にっぽんいしんのかいしゅうぎいんちほけんだいろくせんきょくしふ
1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院千葉県第6選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 千葉県松戸市松戸1836番地

メグロビル1F

3 代表者の氏名 (姓) (名)
藤巻 健太

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
藤巻 健太

事務担当者の氏名

(姓) (名)
吉田 新

(電話) 090-8056-8275

(電話)

(電話)



188590

4/5 K I S

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 藤巻 健太
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)

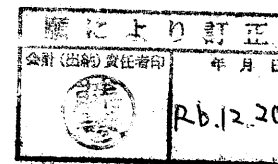
資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

✓ 16c

(その2)

収 支 の 状 況



1 収支の総括表

収 入 総 額	14,159,049	14,159,069
(前年からの繰越額)	4,159,003	4,159,023
(本年の収入額)	10,000,046	/
支 出 総 額	3,437,652	/
翌年への繰越額	10,721,397	10,721,417

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/1/25	大阪府大阪府中央区島之内1-17-16三 栄長堀ビル	
2	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/4/25	大阪府大阪府中央区島之内1-17-16三 栄長堀ビル	
3	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/7/25	大阪府大阪府中央区島之内1-17-16三 栄長堀ビル	
4	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/10/25	大阪府大阪府中央区島之内1-17-16三 栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	10,000,000			
	合 計	10,000,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	46	
	合 計	46	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	40,000	0	
(2) 光 熱 水 費	85,981	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	118,965	0	
(4) 事 務 所 費	1,716,935	0	
小 計	1,961,881	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	845,571	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	630,200	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	630,200	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,475,771	0	
合 計	3,437,652		

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	85,981				
	合 計	85,981				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	燃料カード代	10,933	R5/5/1,	高速情報協同組合 事務センター(株)未来	福岡県北九州市小倉北区神幸町9-1	徴難
2	ワイヤレスメガホン	93,390	R5/6/22,	株式会社MonotaRO	兵庫県尼崎市竹谷町2-183理ベルF	徴難
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	104,323				
	その他の支出	14,642				
	合 計	118,965				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	保険契約更新	24,000	R5/12/7	㈱宅建ファミリー共済	東京都千代田区九段北3丁目2番11号	
2	政治資金監査報酬	55,000	R5/12/12	ときわ綜合法律事務所	千葉県松戸市本町18番地の4 NBF松戸ビル5階	
3	事務所費	121,660	R5/1/27	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
4	賃貸保証	24,450	R5/1/27	新日本信用保証㈱	東京都墨田区江東橋2-19-7 富士ソフトビル 13F	徴難
5	事務所費	121,660	R5/2/28	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
6	事務所費	121,660	R5/3/28	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
7	事務所費	121,660	R5/4/28	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
8	事務所費	121,660	R5/5/26	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
9	事務所費	121,660	R5/6/28	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
10	事務所費	121,660	R5/7/26	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
11	事務所費	121,660	R5/8/26	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
12	事務所費	121,660	R5/9/28	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
13	事務所費	121,660	R5/10/23	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
14	事務所費	121,660	R5/11/28	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
15	事務所費	121,660	R5/12/28	長木昭親	千葉県松戸市松戸2094番地14	徴難
	この頁の小計	1,563,370	/			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
16	宅急便	27,434	R5/3/27	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	徴難
17						
	この頁の小計	27,434				
	その他の支出	126,131				
	合 計	1,716,935				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	高速代	50,767	R5/1/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
2	高速代	38,082	R5/2/28	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
3	高速代	25,335	R5/3/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
4	高速代	44,646	R5/4/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
5	高速代	92,871	R5/5/29	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
6	高速代	48,208	R5/6/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
7	高速代	39,965	R5/7/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
8	高速代	24,160	R5/8/28	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
9	高速代	41,523	R5/9/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
10	高速代	31,717	R5/10/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
11	高速代	23,691	R5/11/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
12	高速代	47,866	R5/12/28	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19 バンザイビル	徴難
13						
14						
15						
	この頁の小計	508,831	/			
	その他の支出	336,740				
	合計	845,571	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝自動車リース料・維持費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	街宣車リース料	27,500	R5/2/27	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
2	街宣車リース料	13,750	R5/3/27	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
3	街宣車リース料	13,750	R5/4/26	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
4	街宣車リース料	13,750	R5/5/26	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
5	街宣車リース料	13,750	R5/6/26	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
6	街宣車点検	31,000	R5/7/5	マチ広告デザイン㈱	千葉県船橋市飯山満町1-768	
7	街宣車リース料	13,750	R5/7/26	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
8	街宣車リース料	13,750	R5/8/28	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
9	街宣車リース料	13,750	R5/9/26	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
10	街宣車リース料	13,750	R5/10/26	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
11	街宣車リース料	13,750	R5/11/20	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
12	街宣車リース料	13,750	R5/12/26	㈱セディナ	愛知県名古屋市中区正木3-5-14	徴難
13						
14						
15						
	この頁の小計	196,000				
	その他の支出	2,200				
	合計	198,200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝広報費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	データ入力費用	22,946	R5/6/22	アクトン・ウィンズ	大阪府中央区南船橋2-11-20	
2	HP修正作業費	242,000	R5/7/24	株式会社ジェイコス	東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階	
3	HP修正作業費	156,200	R5/11/21	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1-11-11 グリーンファンタジアビル7F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	421,146				
	その他の支出	10,854				
	合計	432,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 4月 5日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院千葉県第6選挙区支部

会計責任者の氏名 藤巻

健太



代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和6年3月31日

日本維新の会衆議院千葉県第6選挙区支部

代表 藤巻 健太 殿

登録政治資金監査人

吉田要介

登録番号 第 3313 号

研修了年月日 平成21年12月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院千葉県第6選挙区支部の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院千葉県第6選挙区支部の主たる事務所に作業に必要な十分なスペースがないことから、円滑な政治資金監査の実施が困難と判断し、東京都千代田区の衆議院第二議員会館320号室（藤巻健太国会事務所）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院千葉県第6選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上